

【新旧対比表】コメカ利用約款の主な改定箇所

| 改定前 | 改定後 |
|--|---|
| <p>本約款は、株式会社ジェーシービー(以下、「当社」といいます。)が発行するコメカおよびコメカ プリペイドサービスについて規定するもので、利用者(以下に定義します。)がコメカを使用する場合には、本約款が適用されます。</p> | <p>本約款は、株式会社ジェーシービー(以下、「当社」といいます。)が発行する以下に定義するコメカ、モバイルコメカ、およびコメカ プリペイドサービスについて規定するもので、利用者(以下に定義します。)がコメカまたはモバイルコメカを使用する場合には、本約款が適用されます。</p> |
| <p>第1条(定義)</p> | <p>第1条(定義)</p> |
| <p>(1)コメカ プリペイドサービス 利用者が株式会社コメダ(以下、「コメダ」といいます。)直営またはコメダのフランチャイジーの店舗から商品購入等を行うにあたり、代金の全部または一部の支払いとして、コメカのバリューを使用した場合、使用されたバリューに相当する金額について決済が完了するサービス、ならびに当該決済サービスに付随して、利用者がバリューのチャージ、バリュー残高・利用履歴の確認、およびバリュー残高合算をすることができるサービスをいいます。(以下、「本サービス」といいます。)</p> | <p>(1)コメカ プリペイドサービス 利用者が株式会社コメダ(以下、「コメダ」といいます。)直営またはコメダのフランチャイジーの店舗から商品購入等を行うにあたり、代金の全部または一部の支払いとして、コメカまたはモバイルコメカ(以下、「コメカ等」といいます。)のバリューを使用した場合、使用されたバリューに相当する金額について決済が完了するサービス、ならびに当該決済サービスに付随して、利用者がバリューのチャージ、バリュー残高・利用履歴の確認、およびバリュー残高合算をすることができるサービスをいいます。(以下、「本サービス」といいます。)</p> |
| <p>(3)コメカ 利用者が本サービスを利用するために必要となる当社発行のカードをいいます。</p> | <p>(3)コメカ 利用者が本サービスを利用するために必要となる当社発行のプラスチック型カードをいいます。</p> |
| | <p>(4)モバイルコメカ 以下のいずれかの方法によりコメカプリペイドサービスを利用できる前払式手段をいいます。 ①プラスチック型カード「コメカ」をコメダアプリに紐づける方法(以下、「紐づけモバイルコメカ」といいます。) ②コメダアプリよりカード番号等を利用者に通知する方法によってプラスチック型カードの発行によることなくコメダアプリに紐づける方法(以下、「カードレスモバイルコメカ」といいます。) なお、カードレスモバイルコメカを発行した場合、当社は、利用者に対して、本約款に定めるプラスチック型カードのコメカの発行を行いません。利用者はあらかじめプラスチック型カード発行が前提となるサービスを受けられない場合(コメカ取扱店端末等の機器制約によりバ</p> |

【新旧対比表】コメカ利用約款の主な改定箇所

| | |
|---|--|
| | <p>リユーの使用やチャージができない場合があることを含みますが、これらに限られません。)があることを異議なく承諾するものとします。</p> |
| <p>(4)コメカバーコード コメカを紐づけたコメダアプリ上に表示されるバーコードで、コメカ取扱店でバリューによる決済ができるものをいい、紐づけ枚数上限は5枚です。但し、当社が別途定める場合には、利用者は上限を超えて、紐づけることができます。</p> | <p>(5)コメカバーコード コメダアプリ上に表示されるバーコードで、コメカ取扱店でバリューによる決済ができるものをいい、紐づけ枚数上限は5枚(カードレスモバイルコメカ1IDを紐づけた場合は4枚)です。但し、当社が別途定める場合には、利用者は上限を超えて、紐づけることができます。</p> |
| <p>(5)利用者 コメカを正当に入手し、これを本約款に従い保有する者をいいます。</p> | <p>(6)利用者 コメカ等を正当に入手し、これを本約款に従い保有する者をいいます。</p> |
| <p>(16)カード番号 コメカの発行に伴い付与され当該コメカを特定できるユニークな16桁の番号をいいます。</p> | <p>(17)カード番号 コメカ等の発行に伴い付与され当該コメカ等を特定できるユニークな16桁の番号をいいます。</p> |
| <p>(20)バリュー残高合算 同一の利用者が保有するコメカ間において、バリュー残高を合算させることをいいます。</p> | <p>(21)バリュー残高合算 同一の利用者が保有するコメカ等の間において、バリュー残高を合算させることをいいます。</p> |
| <p>第2条(コメカの発行)</p> | <p>第2条(コメカ等の発行)</p> |
| | <p>3 カードレスモバイルコメカの購入を希望される方は、コメダ所定の事項を届け出ることその他コメダ所定の手続を行うことによって、コメダアプリをインストールしたうえで、当社に対し、当社所定の方法で、カードレスモバイルコメカ発行にかかる当社所定の事項の登録をすることによって、カードレスモバイルコメカの発行を申請するものとします。</p> |
| | <p>4 本条第3項の定めにかかわらず、カードレスモバイルコメカの発行は、当社所定金額以上の場合に限るものとします。</p> |
| | <p>5 カードレスモバイルコメカは、コメダアプリ1つにつき、1IDのみ発行することができるものとします。既にカードレスモバイルコメカを発行済みのコメダアプリに別のカードレスモバイルコメカを発行することはできないものとします。</p> |

【新旧対比表】コメカ利用約款の主な改定箇所

| 第3条(コメカの贈与等) | 第3条(コメカ等の贈与等) |
|---|--|
| <p>3 利用者は、本条第1項本文に定める場合を除いては、いかなる場合であっても、コメカ、コメカバーコード、バリューおよびカード番号等を第三者に譲渡(交換・転売を含む。)、もしくは貸与すること、第三者から譲り受けること、また、質入れ等の担保に供することはできません。</p> | <p>3 利用者は、本条第1項本文に定める場合を除いては、いかなる場合であっても、コメカ、モバイルコメカ、バリューおよびカード番号等を第三者に譲渡(交換・転売を含みます。)、もしくは貸与すること、第三者から譲り受けること、また、質入れ等の担保に供することはできません。</p> |
| | <p>5 本条第1項の定めにもかかわらず、利用者は、第三者に対して、モバイルコメカを贈与することはできないものとします。</p> |
| 第4条(カードおよびカード番号等の管理等) | 第4条(カードおよびカード番号等の管理等) |
| <p>1 利用者は、コメカ、コメカバーコードおよびカード番号等を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければなりません。また、利用者が第三者に前条に基づきコメカを贈与する場合を除き、利用者は第三者に対してカード番号等を開示してはなりません。</p> | <p>1 利用者は、コメカ、モバイルコメカ、コメカバーコードおよびカード番号等を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければなりません。また、利用者が第三者に前条に基づきコメカを贈与する場合を除き、利用者は第三者に対してカード番号等を開示してはなりません。</p> |
| <p>2 本サービスは、コメカを所持する利用者のみ利用することができます。利用者は、本約款の定めに従って第三者にコメカを贈与し、またはコメカを紛失し、もしくは盗難されるなどして、コメカを失った場合には、以後、チャージ、バリューの使用、バリュー残高・利用履歴の確認、またはバリュー残高合算を行ってはなりません。</p> | <p>2 本サービスは、コメカ等を所持する利用者のみ利用することができます。利用者は、本約款の定めに従って第三者にコメカを贈与し、またはコメカを紛失し、もしくは盗難されるなどして、コメカを失った場合には、以後、チャージ、バリューの使用、バリュー残高・利用履歴の確認、またはバリュー残高合算を行ってはなりません。 また、利用者は、カードレスモバイルコメカを紛失し、盗難され、またはカードレスモバイルコメカのカード番号等が漏洩するなどして、カードレスモバイルコメカを失った場合には、以後、バリューの使用、またはバリュー残高・利用履歴の確認を行ってはなりません。</p> |
| <p>3 利用者が以下のいずれかの理由により利用者の意思に反してバリューを使用された場合、バリュー残高や利用履歴の確認がなされた場合、バリュー残高合算がなされた場合またはコメダアプリに紐づけられた場合でも当社、コメダおよびコメカ取扱店はいずれも一切の責任を負いません。 (1)コメカまたはコメカを紐づけたコメダアプリがインストールされたスマートフォンを紛失もしくは盗難された場合</p> | <p>3 利用者が以下のいずれかの理由により利用者の意思に反してバリューを使用された場合、バリュー残高や利用履歴の確認がなされた場合、バリュー残高合算がなされた場合またはコメダアプリに紐づけられた場合でも当社、コメダおよびコメカ取扱店はいずれも一切の責任を負いません。 (1)コメカまたはコメカ等を紐づけたコメダアプリがインストールされたスマートフォンを紛失もしくは盗難された場合</p> |

【新旧対比表】コメカ利用約款の主な改定箇所

| | |
|--|--|
| (2) 第3条第1項但し書きに違反してコメカを第三者に贈与した場合 | (2) 第3条第1項ただし書きまたは同条第5項に違反してコメカ等を第三者に贈与した場合 |
| 4 カード番号等が残高照会サイト、マイページまたはコメダアプリにおいて用いられたことにより、チャージ、バリューの使用、バリュー残高もしくは利用履歴の確認、またはバリュー残高合算が行われた場合には、利用者による行為と推定します。 | 4 カード番号等がコメカ取扱店、残高照会サイト、マイページまたはコメダアプリ等において用いられたことにより、チャージ、バリューの使用、バリュー残高もしくは利用履歴の確認、またはバリュー残高合算が行われた場合には、利用者による行為と推定します。 |
| | 6 利用者がコメカを複数枚お持ちの場合、コメダアプリに紐づけできるコメカの枚数上限は5枚(カードレスモバイルコメカ1IDを紐づけた場合は4枚)となります。ただし、当社が別途定める場合には、利用者は上限を超えた枚数のコメカをコメダアプリに、紐づけることができません。 |
| | 7 本サービスの利用時に入力したクレジットカード情報等は利用者が責任を持って管理するものとし、これらの情報が漏えいし、第三者に使用等されたことによる利用者の不利益および損害について、当社は一切の責任を負いません。 |
| 第5条(バリューのチャージ・バリュー残高合算) | 第5条(バリューのチャージ・バリュー残高合算) |
| 2 コメカ1枚あたりのバリュー残高上限額は3万円です。但し、当社が別途定める場合には、利用者はバリュー残高上限額を超えて、チャージすることができます。 | 2 コメカ1枚、カードレスモバイルコメカ1IDそれぞれのバリュー残高上限額は3万円です。ただし、当社が別途定める場合には、利用者はバリュー残高上限額を超えて、チャージすることができます。 |
| 4 利用者は、当社が別途定める方法により利用者が保有するコメカ間においてバリュー残高合算をすることができます。なお、バリュー残高合算後の合算先のコメカのバリュー残高が3万円を超える場合、バリュー残高合算はできません。 | 4 利用者は、当社が別途定める方法により利用者が保有するコメカ等の間においてバリュー残高合算をすることができます。なお、バリュー残高合算後の合算先のコメカ等のバリュー残高が3万円を超える場合、バリュー残高合算はできません。 |
| 第6条(コメカ利用可能店舗) | 第6条(コメカおよびモバイルコメカ利用可能店舗) |
| 第7条(バリューの使用) | 第7条(バリューの使用) |
| 1 利用者は、コメカ取扱店にコメカを呈示し、利用金額を指定すること、または、カード番号その他必要な事項をコメカ取扱店のウェブサイトへ送信することで商品購入等への支払いに利用することができます。この場合、利用者は、売上票またはコメカ取扱店のウェブサイトへ | 1 利用者は、コメカ取扱店にコメカまたはコメカバーコードを呈示し、利用金額を指定すること、または、カード番号その他必要な事項をコメカ取扱店のウェブサイトへ送信することで商品購入等への支払いに利用することができます。この場合、利用者は、売上票またはコメカ |

【新旧対比表】コメカ利用約款の主な改定箇所

| | |
|--|---|
| 表示されたバリューの使用額が正しいことを確認するものとします | 取扱店のウェブサイトに表示されたバリューの使用額が正しいことを確認するものとします。 |
| 第8条(コメカ取扱店との紛争等・バリューの使用取消し) | 第8条(コメカ取扱店との紛争等・バリューの使用取消し) |
| | 4 利用者はカードレスモバイルコメカを破棄または破損した場合またはカードレスモバイルコメカのカード番号等が不明となりもしくは紛失した場合、本条第2項に基づくバリューの使用取消し等を行うことができません。なお、カードレスモバイルコメカは再発行できないものとし、紛失、有効期限切れ等については、当社は責任を負わないものとします。 |
| 第9条(バリュー残高の有効期限・本サービスの利用可能期間) | 第9条(バリュー残高の有効期限・本サービスの利用可能期間) |
| 1 バリュー残高の有効期限は、コメカの発行日、最後にチャージした日、最後にバリューを使用した日、またはバリュー残高合算をした日のいずれか遅い日から2年間です。なお、当該有効期限は、利用者が第3条第1項に基づき、コメカを第三者に贈与した場合も同様です。 | 1 バリュー残高の有効期限は、コメカもしくはモバイルコメカの発行日(ただし、紐づけモバイルコメカの場合はコメカの発行日)、最後にチャージした日、最後にバリューを使用した日、またはバリュー残高合算をした日のいずれか遅い日から2年間です。なお、当該有効期限は、利用者が第3条第1項に基づき、コメカを第三者に贈与した場合も同様です。 |
| 2 前項に定めるコメカの発行日とは、当社または販売店がコメカを利用可能にするための操作を行った日をいいます。 | 2 前項に定めるコメカの発行日とは、当社または販売店がコメカを利用可能にするための操作を行った日をいい、カードレスモバイルコメカの発行日とは、当社が、利用者に対し、コメカアプリにおいて、これを発行した日をいいます。 |
| 第11条(利用者の遵守事項) | 第11条(利用者の遵守事項) |
| 1 利用者は、コメカを破損しないように、また、磁気に近づけないように注意するものとします。 | 1 利用者は、コメカ等を破損しないように、また、磁気に近づけないように注意するものとします。 |
| 2 利用者は、以下の各号に掲げる行為をしないこととします。 (1)違法、不正使用または公序良俗に反する目的でバリューを使用すること。 (2)バリューにかかるソフトウェア等のシステム、コメカ、コメカバーコード、バリューについて、破壊、解析もしくは偽造等を行うこと、またはこれらの行為に協力すること。 | 2 利用者は、以下の各号に掲げる行為をしないこととします。 (1)違法、不正使用または公序良俗に反する目的でバリューを使用すること。 (2)バリューにかかるソフトウェア等のシステム、コメカ等、コメカバーコード、バリューについて、破壊、解析もしくは偽造等を行うこと、またはこれらの行為に協力すること。 |

【新旧対比表】コメカ利用約款の主な改定箇所

| 第16条(利用停止または中止) | 第16条(利用停止または中止) |
|---|--|
| <p>1 当社、コメダまたはコメカ取扱店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、利用者に通知することなく、本サービスの全部または一部を停止または中止することがあります。この場合、利用者は、本サービスの機能の全部または一部を利用することができません。</p> <p>(1)コメカ、コメカバーコード、カード番号等またはバリューが偽造され、違法または不正に入手され、もしくは不正利用されたとき、またはそれらのおそれがあるとき。</p> | <p>1 当社、コメダまたはコメカ取扱店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、利用者に通知することなく、本サービスの全部または一部を停止または中止することがあります。この場合、利用者は、本サービスの機能の全部または一部を利用することができません。</p> <p>(1)コメカ、モバイルコメカ、コメカバーコード、カード番号等またはバリューが偽造され、違法または不正に入手され、もしくは不正利用されたとき、またはそれらのおそれがあるとき。</p> |
| <p>3 利用者は、コメカが偽造、変造または不正作出されたものであることを知ったときは、カードまたはコメカバーコードを使用できません。この場合、利用者は当社およびコメカ取扱店に対して、所定の方法によりその旨を直ちに通知するとともに、偽造、変造または不正作出されたカードを提出するものとします。</p> | <p>3 利用者は、コメカおよびモバイルコメカが偽造、変造または不正作出されたものであることを知ったときは、カードまたはコメカバーコードを使用できません。この場合、利用者は当社およびコメカ取扱店に対して、所定の方法によりその旨を直ちに通知するとともに、偽造、変造または不正作出されたカードを提出するものとします。</p> |
| <p>4 コメカの購入およびチャージは、コメカ取扱店または販売店所定の時間内に限り行うことができます。ただし、停電、機械故障、システム保守点検、偽造その他安全管理上やむを得ない事由により、コメカが購入できないことがあります。</p> | <p>4 コメカおよびカードレスモバイルコメカの購入およびチャージは、コメカ取扱店または販売店所定の時間内に限り行うことができます。ただし、停電、機械故障、システム保守点検、偽造その他安全管理上やむを得ない事由により、コメカおよびカードレスモバイルコメカが購入できないことがあります。</p> |
| 第17条(利用資格の一時停止および取消し) | 第17条(利用資格の一時停止および取消し) |
| <p>1 当社、コメダまたはコメカ取扱店は、利用者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断したときは、事前に通知することなく、当該利用者の本サービス利用の一時停止または利用資格の取り消しを行うことがあります。</p> <p>(1)本約款に違反し、または違反したおそれがある場合。</p> <p>(2)コメカ、コメカバーコード、カード番号等またはバリューを違法もしくは不正に入手した場合、または入手するおそれがある場合。</p> <p>(3)コメカを故意に破損させた場合。</p> | <p>1 当社、コメダまたはコメカ取扱店は、利用者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断したときは、事前に通知することなく、当該利用者の本サービス利用の一時停止または利用資格の取り消しを行うことがあります。</p> <p>(1)本約款に違反し、または違反したおそれがある場合。</p> <p>(2)コメカ、モバイルコメカ、コメカバーコード、カード番号等またはバリューを違法もしくは不正に入手した場合、または入手するおそれがある場合。</p> <p>(3)コメカ等を故意に破損させた場合。</p> |

【新旧対比表】コメカ利用約款の主な改定箇所

| | |
|---|--|
| <p>2 当社、コメダまたはコメカ取扱店は、利用者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断したときは、事前に通知することなく、本サービスの利用を一時停止することがあります。</p> <p>(1) 当該利用者の保有するバリューが犯罪に使用された場合、または使用されるおそれがある場合。</p> <p>(2) 当該利用者の保有するコメカ、コメカバーコード、カード番号等またはバリューが偽造、もしくは不正利用された場合、または偽造、もしくは不正利用されるおそれがある場合。</p> | <p>2 当社、コメダまたはコメカ取扱店は、利用者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断したときは、事前に通知することなく、本サービスの利用を一時停止することがあります。</p> <p>(1) 当該利用者の保有するバリューが犯罪に使用された場合、または使用されるおそれがある場合。</p> <p>(2) 当該利用者の保有するコメカ、モバイルコメカ、コメカバーコード、カード番号等またはバリューが偽造、もしくは不正利用された場合、または偽造、もしくは不正利用されるおそれがある場合。</p> |
| <p>第19条(本サービスの終了)</p> | <p>第19条(本サービスの終了)</p> |
| <p>2 前項の場合、利用者(なお、コメカを現に保有する者に限ります。)は、所定の方法により、バリュー残高の払戻しを求めることができるものとし、当社は、残高を確認したうえで、利用者が保有するコメカの引渡しを受けることを条件として、払戻しいたします。</p> | <p>2 前項の場合、利用者(なお、コメカまたはモバイルコメカを現に保有する者に限ります。)は、所定の方法により、バリュー残高の払戻しを求めることができるものとし、当社は、残高を確認したうえで、利用者が保有するコメカ等の引渡しを受けることまたはモバイルコメカの利用を停止することを条件として、払戻しいたします。</p> |
| <p>第21条(約款の変更)</p> | <p>第21条(約款の変更)</p> |
| <p>2 最新の利用約款は、JCB ホームページのコメカ利用約款をご確認ください。</p> | <p>2 本約款の最新の内容は、JCB ホームページ内のプリペイドカード「コメカ」のご案内から確認できます。</p> |

以上